

平成22年度第1回神奈川県動物愛護管理推進協議会概要

議題（1）神奈川県動物愛護管理推進計画の推進について

ア 平成21年度実施結果について

【事務局説明】（県の取組みについて、資料から抜粋して説明）

動物の致死処分数は、県全体で5,717頭であった。平成20年度と比較して1,171頭、計画の数値指標である平成18年度と比較して4,017頭（41.3%）減少した。

動物の苦情件数は、県全体で15,579件であった。平成20年度と比較して4,230件、平成18年度と比較して7,538件（32.6%）減少した。

犬の返還・譲渡率は、県全体で73.47%であった。平成20年度と比較して6.56%、平成18年度と比較して8.97%増加した。

猫の譲渡率は、県全体で16.40%であった。平成20年度と比較して1.65%、平成18年度と比較して10.4%増加した。

○ 施策1 普及啓発

- ① 動物愛護普及行事の実施として、平成21年10月12日に「動物フェスティバル神奈川2009 inふじさわ」、平成21年10月24日に「動物愛護のつどい」を開催した。
- ② 適正飼養講習会等の開催として、動物の飼養者や譲渡対象者等を対象に、適正飼養、しつけ方等についての各種教室、講習会の開催や、獣医師会等に委託し、しつけ相談等を開催した。また、小学校、保育園等を対象とした動物ふれあい教室、夏休み飼育体験教室等を開催した。

○ 施策2 動物の引取り数減少への取組み

- ① 飼い主への普及啓発等として、引取り相談の都度、飼い主に対し、終生飼養及び自ら新たな飼い主を探すことを指導した。
- ② 公共の場所で疾病にかかり、又は負傷した犬、猫等の動物の処置を獣医師会等に委託し、また、センター等において保護収容等を実施した。
- ③ 「動物の所有者からの引取りの申出に係る対応マニュアル」を作成し、平成21年7月から動物保護センター、各保健福祉事務所で動物の所有者から引取りの申し出があった場合、これにより対応した。

○ 施策3 動物の返還・譲渡の推進

- ① 犬の登録及び鑑札等の装着など、所有明示措置を実施するよう飼い主の責任の徹底について指導を実施し、動物の返還を推進した。
県では、インターネットによる収容動物情報検索体制の整備を図り、収容場所等の公示内容について、平成22年4月1日から県動物保護センターのホームページに掲載した。
- ② センター等に収容された譲渡動物をインターネット上で閲覧できるようホームページにて公開し、譲渡会による譲渡、獣医師会、民間団体、ボランティアと連携し、譲渡を推進した。

○ 施策4 所有明示措置の推進

- ① 犬については、市町村との連携や動物取扱業者を通じた啓発等を実施することにより、狂犬病予防法に基づく登録及び鑑札等の装着を推進した。
- ② 所有明示措置の推進として、マイクロチップの普及推進や迷子札の装着に関するポスター、リーフレット等の配布、ホームページへの掲載、健康フェスタ等の事業での展示などにより、普及推進を図った。
- 施策5 動物による危害や迷惑の防止
 - ① 適正飼養講習会の実施、ホームページ等への掲載、犬の糞尿に対する啓発看板の配布などにより、動物の飼い主に対し、適正な飼養管理等について指導、普及啓発を行った。
 - ② 犬について、狂犬病予防及び動物愛護管理の両面から、捕獲、抑留又は野犬等の収容により、こう傷事故等の未然防止を図るとともに、事故発生時には迅速に対応し、飼養者に対して適正な飼育方法を指導することにより事故の再発を防止した。
 - ③ 特定動物の飼養等許可及び飼養施設の監視指導を行い、逸走防止のための措置や特定動物の飼養又は保管に対する法令遵守を徹底させ、特定動物による危害の発生防止を図った。
- 施策6 動物の遺棄・虐待防止への取り組み
 - ① 飼えなくなった犬猫等の動物を引き取ることにより、動物の遺棄を防止した。
 - ② 警察、市町村、自治会、動物愛護団体等との連携を密にし、適正飼養の普及啓発、連絡体制の構築により、遺棄・虐待発生時は迅速な対応を図った。
- 施策7 動物取扱業の適正化
 - ① 法に基づく動物取扱業者の登録申請、施設立入検査、苦情対応、動物取扱責任者研修等の様々な機会を通じて、法令遵守、動物の適正な飼養管理、業務に必要な知識及び技術等に対する啓発指導を実施した。
 - ② 動物取扱業の関係団体等への支援や事業者による自主管理を推進するため、監視指導による実態把握を実施した。
- 施策8 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進
 - ① 実験動物飼育施設の把握のための調査方法を検討した。
- 施策9 人と動物の共通感染症への取り組み
 - ① 動物の飼い主や動物取扱業者に対し、講習会、ホームページ等において、人と動物の共通感染症に関する正しい知識や対策についての普及啓発を実施した。
 - ② 人と動物の共通感染症の抗体保有状況等の調査を実施し、飼養及び健康管理が適正に行われるよう指導した。県では、県動物保護センターに収容されている動物や動物病院、小学校等に協力してもらい、オウム病、サルモネラ症等の抗体保有状況等の調査を実施した。
- 施策10 災害時対策
 - ① 動物救護本部の設置、負傷動物の救護等について記載した「災害時動物救護活動マニュアル」の見直しにより内容の充実を図った。

- ② 県・市合同防災訓練を実施し、災害時動物救護体制の確認、災害時対策の普及啓発を行った。
- 施策11 人材育成
 - ① 協議会を年2回開催した。
 - ② 地域における動物の愛護や適正な飼養に関する指導・助言等を行う動物愛護推進員を委嘱（20名）、委嘱後の活動支援を実施した。
 - ③ 関係機関等との連携として、関係自治体の担当職員による各会議の開催により、情報の共有及び連携を図った。また、保健福祉事務所が開催する市町村、獣医師会等との連絡会議により、災害時対策の推進、地域における猫に対する施策等を検討し、対策を図った。
- 施策12 調査研究の推進
 - ① 調査研究の実施等として、人と動物の共通感染症の病原体感染状況及び感染の恐れのある疾病の実態把握を目的とした検査等を実施し、飼養及び健康管理が適正に行われるよう指導した。
- 神奈川県動物愛護管理推進計画の推進
 - ① 計画に係る事業検討委員会を設置し、計画に係る事業の具体的な検討を実施した。検討委員会の中に、適正飼養部会、災害対策部会、調査・検証部会を設け、テーマを決めて検討した。

委員（横浜市）：

- 施策1 普及啓発
 - ① 平成22年度の動物愛護週間行事に向けて、市民、動物関係団体、獣医師会、行政等による準備委員会を設置し、平成22年度開催予定である。
 - ② 適正飼養講習会等の開催として、畜犬センターの出張動物愛護啓発事業を学校などで計37回開催した。
- 施策2 動物の引取り数減少への取組み
 - ① 動物取扱業者と連携し、購入者や利用者が動物を適正に飼養するための知識の普及啓発を実施した。
 - ② これまで獣医師会と共同で犬猫の不妊去勢手術費用の一部助成を行い、引取数の減少を図ってきた。平成21年度については実施頭数を増加し、また、野良猫の助成額を増額し、事業を拡大した。
- 施策3 動物の返還・譲渡の推進
 - ① 所有者不明犬を218頭返還した。
 - ② 畜犬センターで保護されている犬について、ホームページで画像確認し、居住区にかかわらず、どの区役所でも返還申請できる仕組みにより、返還を推進した。
- 施策4 所有明示措置の推進
 - ① 平成21年度末の犬の登録頭数は、171,789頭である。
 - ② マイクロチップ装着推進事業として、飼い犬、飼い猫、計1,000頭に対し、装着・登録費用の一部助成を行うとともに（実際に助成したのは757頭）、マイク

ロチップリーダーを各区に配備した。

- 施策5 動物による危害や迷惑の防止
 - ① 猫による危害等防止として、「猫の適正飼育ガイドライン」を作成した室内飼育を原則とし、不妊去勢手術を推進する等の内容になっている。
- 施策6 動物の遺棄・虐待防止への取り組み
 - ① 飼えなくなった犬猫等の動物を引き取ることにより、動物の遺棄防止を推進した。犬は79頭、猫は138匹の引取りを行った。
- 施策10 災害時対策
 - ① 平成21年度末に「災害時のペット対策」を作成した。
- 施策11 人材育成
 - ① 地域における動物の愛護や適正な飼養に関する指導・助言等を行う動物愛護推進員を委嘱（平成21年度は58名）し、委嘱後の活動支援を実施した。

委員（川崎市）：

- 施策1 普及啓発
 - ① 動物愛護普及事業の実施として、平成21年9月20日に「動物愛護フェアかわさき2009」を開催した。その中で、動物の適正飼養等について普及啓発活動を実施した。
 - ② 適正飼養講習会等の開催として、「動物ふれあい教室」、「夏休み動物ふれあい教室」、「犬のしつけ方教室」等を開催した。
 - ③ 普及啓発の推進として、強化月間（平成21年11月2日～11月30日）を設け、「適正飼養キャンペーン」を実施した。適正飼養の啓発活動を市内統一的に実施し、市民に幅広くアピールした。
- 施策2 動物の引取り数減少への取り組み
 - ① 猫を対象とした不妊去勢手術補助を実施し、みだりに繁殖することの防止を推進した。金額は、雌が3,000円、雄が2,000円、合計738頭に助成を行った。
- 施策3 動物の返還・譲渡の推進
 - ① 動物愛護センターに保護収容された動物の同ホームページへの掲載、環境省収容動物データ検索サイトへの引き続いて参画する等により適確に情報を公開した。
- 施策4 所有明示措置の推進
 - ① 装着率向上のために、平成22年3月から狂犬病予防注射済票を小型化し、平成22年10月から犬鑑札を犬の顔のデザインに変える予定である。
- 施策6 動物の遺棄・虐待防止への取り組み
 - ① 「適正飼養キャンペーン」等で広く普及啓発を行った。
- 施策9 調査等の実施については、譲渡に供する子犬や子猫、動物愛護センターのふれあい動物や収容犬、死亡野鳥等の通報等に対し、それぞれに応じた病原体検査を実施し、感染の実態把握及び未然防止を図った。
- 施策11 人材育成
 - ① かわさき犬・ねこ愛護ボランティアに対する積極的な情報提供・情報交換、

「動物愛護フェアかわさき」等での協働を通じて、さらなる育成・支援を行った。

委員（相模原市）：

- 施策1 普及啓発
 - ① 動物愛護普及事業の実施として、平成21年12月1日～12月15日に「ペットと楽しく！写真展示会」を開催した。
 - ② 適正飼養講習会等の開催として、「犬のしつけ相談」及び「犬のしつけ教室」を市獣医師会に委託して開催した。また、座学であったが、麻布大学に協力してもらい、「犬のしつけ教室」を開催した。
- 施策2 動物の引取り数減少への取り組み
 - ① 公共の場所で疾病にかかり、又は負傷した犬、猫等の動物の処置を獣医師会等に委託し、犬9頭、猫93匹収容した。
- 施策3 動物の返還・譲渡の推進
 - ① 平成22年4月から、市のホームページに収容された犬について、掲載した。
 - ② 犬47頭、猫87匹の譲渡を行った。
- 施策4 所有者明示措置の推進
 - ① 犬については、犬鑑札、狂犬病予防注射済票の装着の普及啓発活動を行った。
 - ② 猫については、マイクロチップの普及啓発活動を行った。
- 施策6 動物の遺棄・虐待防止への取り組み
 - ① 飼えなくなった犬猫等の動物を引き取ることにより、動物の遺棄を防止した。犬37頭、猫40匹の引取りを行ったが、引取りに際しては飼い主に対して、時間をかけて説得しており、安易な引取りは行っていない。
- 施策7 動物取扱業の適正化
 - ① 平成22年度から、相模原市の自治事務になった。
- 施策10 災害時対策
 - ① 災害時における動物の救護等について、獣医師会との協定を締結又は協定の具体的内容を検討した。
- 施策11 人材育成
 - ① 動物愛護推進員の委嘱については、協議会の設置も含めて検討を行った。

委員（藤沢市）：

- 施策1 普及啓発
 - ① 動物愛護普及行事の実施として、平成21年10月12日に「動物フェスティバル神奈川2009 inふじさわ」を開催した。
 - ② 適正飼養講習会を開催した。
 - ③ 普及啓発の推進として、犬のふん尿に対する啓発看板786枚配布、ホームページ・広報ふじさわへの掲載、ポスター・パンフレット等の配布、その他普及啓発活動を実施した。
- 施策2 動物の引取り数減少への取り組み
 - ① 飼い猫（雌105匹、雄65匹、計170匹）を対象とした不妊去勢手術補助を実施し

た。

○ 施策3 動物の返還・譲渡の推進

① 所有者不明の犬を、43頭返還した。

○ 施策4 所有者明示措置の推進

① 犬鑑札、狂犬病予防注射済票の装着率の向上を目指し、犬鑑札、狂犬病予防注射済票を小型化した。

○ 施策5 動物による危害や迷惑の防止

① 適正飼養講習会の開催や看板の配布を行った。

○ 施策11 人材育成

① 県が委嘱した動物愛護推進員のうち、5名が藤沢市在任であったため、活動支援を行うとともに、市の事業に協力いただいた。

○ 神奈川県動物愛護管理推進計画の推進

① 「神奈川県猫の適正飼養ガイドライン（仮称）」の作成に、協力した。

【意見等】

委員： 遺棄・虐待防止の取組みについてだが、「飼えなくなった犬猫等の動物を引きとることにより、動物の遺棄を防止している」とのことだが、民間の方は、行政に動物の引取りについて相談しても引き取られた動物が殺されると思っていて、相談せずに飼いきれない動物をどこかに置いてきてしまう。遺棄するという意識はなくても、外に出しっぱなしにして餌をやらないという虐待の方向にいく例が特に猫である。飼えなくなった猫を、引き取ってもらって殺処分されるのはひどすぎるという意識から、外に放してしまう方が多い。

行政の方に相談の電話があったときには、職員の方が、それぞれの適正、職員の方の経験や考え方もあると思うが、電話したほうはかなり本気で一生懸命かけても、なんとなくわからないような、うやむやな返事をもってしまっていると、やっぱり殺すしかないのかなあ、それなら行政に引き取ってもらうのはやめるかというようなことがあると聞いている。相談してきた人は、本気で困っていると思うので、職員の方の指導の仕方をよりレベルの高いものにしていただきたい。放置して、ひどい目にあわせるよりは、安らかな死を与えることも必要だと思う。

これだけ世の中が乱れているなかで、猫が独立して生きていくことは難しいのは明らかで、相談者も本気であることを察したうえで、よりよい返事ができるように、職員の方の講習会のような、若しくはマニュアルをつくって、それに沿ったうえで、しかも相手の状況をよく把握したうえで配慮のある指導をお願いしたい。

委員： 何点か質問がある。平成21年度の処分頭数の統計が、数字がよくわからない。収容数の計から処分数を引くと、返還・譲渡数の計になるのではないのか。数字が一致しないがどうしてか。

事務局： 数字は年度をまたいだものになるので、必ずしも足し算・引き算で数字が一致するものではない。

委員： 以前にも申し上げたが、猫についての子猫と成猫の別などの統計は示してほしい。

その理由としては、不妊去勢手術の必要性というのが、はっきりみえてくると思うので、ぜひともそのへんを区別して出していただきたい。

平成21年度の実施結果のところ、県で開催された色々な教室の中で、「犬のしつけ相談」が、開催回数7回で参加人数22人というのがある。あまりにも1回の開催に対する参加人数が少ない。これは数字の間違いではないか。概要か何かあれば教えてほしい。

委員（県動物保護センター）： しつけ相談というのは、飼い主の方が、電話連絡をしてきて、例えば咬み癖があるなど、お悩みになっていることを私どもにご相談いただく。その後、センターに来ていただき、職員が直接その方にしつけの仕方をお話するということである。

委員： 犬のしつけ相談というのは、個別の7組の方と考えてよろしいか。

委員（県動物保護センター）： そのとおり。ご夫婦でいらしたり、ご家族でいらしたりということになる。

委員： 了解した。

事務局： 先ほどの、子猫と成猫の別ということだが、統計を県だけでつくっているわけではないので、各市と相談する。

委員： 「犬のしつけ相談」については、開催回数と書かれているから、委員が疑問に思われたと思うので、相談を受けた電話の回数としてはどうか。

委員（県動物保護センター）： 電話ではなくて、直接いらした回数である。

委員： 開催回数では、わざわざ開催したようにみえるので、イベントなど人を集めてやることを「開催」というのであれば、相談事例が現場で行われた回数がわかるように表現したほうがよい。

また、先ほど事務局からでた、子猫と成猫の線引きだが、自活できる猫と自活できない猫で線を引こうという考えがあるようだが、猫が自活するということは何だろうか。自活できない猫は引き取るが、自活できる猫は何があっても引き取らないという流れがある。以前は、月齢3ヶ月を線として、それより若いものは独り立ちができないから、依頼があれば行政がひきとって、譲渡や殺処分をしていた。今はなるべく殺処分しない方向で行くために、引取りの月齢を下げている。よちよち歩きでも、ドライフードをふやかせば食べられるから、それは自活できる猫だとして、受け取らないという方向があるが、それは現実にあっているのか。

副会長： その問題はケースバイケースだと思う。捨てられた状態とか、実際は自分の家で他にも飼っていて、飼育できない等、様々な理由があると思う。私たちは、できるだけ殺処分しない方法を指導している。

委員： 問題は、人間の動物に対する姿勢だと思うが、行政側から、もう少し飼いなさいと言われても、実質的には飼うことが困難であり、やはり引き受けてくれる人がいれば、そこで手渡そうということになる。行政や獣医さんとは違うところで、動物が引き取られていっている。引き取った人たちが一生懸命やるといっても、限界があり、すべてはとても育てきれない。そういった猫を、だれかが集めて、利用するといった、

私の身近では考えられないような話が他にはあるようである。やがて、こちらにそのような考え方が流れてくるかもしれないので、警告の意味でお伝えしておく。

行政で引き取ってもらえなくて、家に戻ったけれど、自分でも飼えないからどうしようという時、たまたま引き取りますという広告があったら、渡した方が自分も楽し、猫にとっても良いだろうと思うかもしれない。不思議なルートがあって猫が消えていくという話を聞くので、そのような話があったら、お教えいただきたい。

副会長： 毎年、獣医師会で譲渡会をやっている。犬はほとんどいない、子猫も全然いないという月がでてきた。今の子猫の問題でも、様々なケースがあり、一概にこうだとは言えないが、小さい猫の場合はすぐに譲渡会に出すのではなく、少し大きくなるまで飼ってもらい、その後譲渡会に出すこともある。

譲渡したときに、すぐ差し上げるのではなく、そこできちんと指導、飼い方教室も同時に行うという形でやっているの、担当した先生方がそれぞれに応じて結論をだしてもらっている。

初めて飼う方はどのような態度をとるか分からない。別の人に渡してしまったら、追跡ができず、どこにどうしたのかわからなくなってしまう。同じ人が続けて貰いに来た場合などは断っており、要注意ということで、注意喚起している。

会長： 動物の苦情件数や犬の返還・譲渡率は向上していると思う。これは、各施策が功を奏していると考えられるが、犬の返還・譲渡率に比べると、猫の譲渡率の伸びが低いのは何か理由があるのか。

事務局： 猫は、その多くが産まれたばかりで、目が開いていない状態のものが多く、譲渡することが難しい。逆に子犬は少ない。子犬は、県動物保護センターで不妊去勢手術を行い、譲渡会で譲渡するが、子犬が少なくて譲渡会を開催できない月もある。犬の方が、譲渡されやすいということがある。

会長： 了解した。

委員： 愛知県のセンターに、私の知り合いが取材にいった。愛知県のセンターでは、幼猫や成猫など多くの猫が収容されている。センターだけでは、全て面倒をみることができないので、幼猫の保育についてはセンターに登録されているボランティア団体のメンバーがセンターに来て、世話をしてもらっている。基本的には不妊去勢手術済みで譲渡する。

熊本市のセンターでは、所長さんに電話で聞いた話では、幼猫は地元の民間の方に世話を委託して育て上げて、もらい手を探してもらっている。もらわれた先でやがて不妊去勢手術をされたかどうかの追跡調査はしていない。その数まで譲渡しているというのは、そのままを鵜呑みにはできない。

猫は一度にたくさん産まれるなど、難しい。町中で猫を飼いこなせる人が少なくなった。手術済みで耳カットした猫がほしいというのは、そういった事情があるからだと思う。

委員： 遺棄・虐待の防止について、警察との連携がうたわれているが、遺失物法が改正されて、警察に持ち込まれた動物が、警察から行政に引き渡されることで、動物の殺

処分までの平均日数が短くなってしまったというアンケート結果を読んだが、県ではどのような状況なのか。

委員（県警）： 24時間警察が対応しているということで、遺失物としての届出の他に、動愛法に基づく動物の引取り依頼も多くある。警察でも一時預かりをするが、警察では飼育施設はなく、適正な飼育ができる専門家がいる県や市のセンターに引き渡している。動物の世話に取られる時間も長く、また逃走防止の檻の中に入れておくことくらいしかできないので、動愛法に基づく引取りの場合は、県や市にすぐに引き取ってほしいとお願いしている。

警察としては、飼い主の元に帰るのが一番と考えており、警察で保管している間に飼い主が見つかることもある。

委員： 遺失物法改正前後で行政に引き渡した数の変化はどうか。

委員（県警）： 昨年の犬の扱いでは、動物愛護法に基づく犬の引取りのうち、60%以上が元の飼い主に戻っている。改正後、行政への引き渡し数が増加したということではない。

委員（県動物保護センター）： 改正遺失物法では、警察で所有者不明の動物を引き取る場合は、拾得者に対して、動愛法に基づく引取りをするかについて確認することになった。県内では、野犬はほとんどおらず、保護されるほとんどの犬は、飼い主がいる。警察で一時預かりをしている間に飼い主が見つかることも多い。

議題（1）神奈川県動物愛護管理推進計画の推進について

イ 平成22年度実施計画について

【事務局説明】（県の取組みについて、資料から抜粋して説明）

- 施策1 普及啓発
 - ① 動物愛護普及行事の実施として、10月3日に「動物フェスティバル神奈川2010inちがさき・さむかわ」を、10月23日に「動物愛護のつどい」を開催する。
 - ② 各種教室を開催する。
- 施策3 動物の返還・譲渡の推進
 - ① 動物の返還の推進として、動物保護センターに収容された動物の写真掲載について取り組む。公示内容については、平成22年4月から県動物保護センターのホームページに掲載している。
- 施策5 動物による危害や迷惑の防止
 - ① 猫による危害等防止として、「神奈川県猫の適正飼養ガイドライン（仮称）」の作成を行う。
- 施策8 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進
 - ① 実験動物飼育施設の把握に努め、実験動物の「3Rの原則」等の周知を行う。
 - ② 産業動物の適正飼養について、チラシを作成し、関係各所へ配布を依頼する。
- 施策9 人と動物の共通感染症への取組み

① 発生に備えた対応等として、「狂犬病発生時対応マニュアル」作成に向けた取り組みを開始する。

○ 施策11 人材育成

① 平成22年度は、28名の方に動物愛護推進員を委嘱している。

委員（横浜市）：

○ 施策1 普及啓発

① 動物愛護普及行事の実施として、平成22年9月26日に「動物愛護フェスタよこはま」を開催する。

○ 施策2 動物の引取り数減少への取り組み

① 繁殖制限措置の実施の推進として、獣医師会と共同で犬猫の不妊去勢手術費用の一部助成を行い、引取数の減少を図ってきたが、平成22年度については対象動物を猫に限定し実施する。平成22年度は、2,500匹に助成を行い、すでに7月に応募多数により締め切った。今後、10月に追加で2次募集する予定である。

○ 施策3 動物の返還・譲渡の推進

① 動物の返還の推進として、畜犬センターで保護されている犬について、市ホームページで情報を公開し、返還を一層推進する。

○ 施策4 所有明示措置の推進

① 平成21年度からマイクロチップ装着推進事業として、飼い犬、飼い猫併せて1,000頭に対し、装着・登録費用の一部助成を行っているが、平成22年度も引き続き事業を実施する。

○ 施策5 動物による危害や迷惑の防止

① 作成した「猫の適正飼育ガイドライン」により、地域の動物に関するトラブルの減少や予防を図る。

○ 施策10 災害時対策

① 平成22年5月に「災害時地域防災拠点でのペットとの同行避難対応ガイドライン」、「動物救援センター」、「動物救援病院」の3部構成で作成した「災害時のペット対策」を広く市民等へ啓発することにより、大規模な地震などの災害に備える。

○ 施策11 人材育成

① 協議会等の開催により、関係者間の協働関係の構築を図る。

委員（川崎市）：

○ 施策1 普及啓発

① 動物愛護普及行事の実施として、「動物愛護フェア」を開催する。

○ 施策2 動物の引取り数減少への取り組み

① 飼い犬、飼いねこ又は責任をもって世話をしている所有者の判明しないねこを対象とした不妊去勢手術補助を実施し、無計画な繁殖の防止を推進する。

○ 施策3 動物の返還・譲渡の推進

① 動物愛護センターに保護収容された動物の同ホームページへの掲載、環境省収容

動物データ検索サイトへの引き続いての参画等により適確に情報を公開する。

- 施策4 所有明示措置の推進
 - ① 平成22年3月から狂犬病予防注射済票を小型化し、平成22年10月から犬鑑札を犬の顔のデザインに変え、装着率の向上を目指す。
- 施策5 動物による危害や迷惑の防止
 - ① 適正飼養講習会等の開催や適正飼養の指導を行う。
- 施策7 動物取扱業者への監視指導等
 - ① 動物取扱業者への監視指導等として、動物取扱業の監視指導については、保健所長への委任事務であるが、区ごとに大きなばらつきが生じることのないよう、監視票等による平準化を徹底する。
- 施策11 人材育成
 - ① かわさき犬・ねこ愛護ボランティアに対する積極的な情報提供・情報交換、「動物愛護フェアかわさき」等での協働を通じて、さらなる育成・支援を行う。

委員（相模原市）：

- 施策1 普及啓発
 - ① 秋に開催する「健康フェスタ」の中で、「ペットの写真コンテスト」を実施する。また、ボランティアの方とも協力し、譲渡会を開催する。鳴き声の相談や質問が多いので、それに対応した飼育教室を開催する予定である。
- 施策2 動物の引取り数減少への取り組み
 - ① 飼い犬、飼い猫又は責任をもって世話をしている所有者の判明しない猫を対象とした不妊去勢手術補助を引き続き実施し、無計画な繁殖の防止を推進する。
 - ② 動物の引取りの際は、引き続き終生飼養や新しい飼い主を探すように指導していく。
- 施策7 動物取扱業者への監視指導等
 - ① 動物取扱業の関係団体等への支援や事業者による自主管理を推進するため、監視指導による実態把握を実施する。
- 施策11 人材育成
 - ① 動物愛護推進員については、県や横浜市の状況を参考にしながら、委嘱に向けた取り組みを行う。

委員（藤沢市）：

- 施策1 普及啓発
 - ① 「動物愛護のつどい」を開催する。
- 施策2 動物の引取り数減少への取り組み
 - ① 不妊去勢手術費用の一部助成事業の交付対象を飼い猫から、飼い猫及び手術後飼養管理をされる飼い主のいない猫に範囲を拡大し、野良猫、捨て猫等の増加防止を図る。
- 施策5 動物による危害や迷惑の防止
 - ① 普及啓発の一環として、変動超音波式ネコ被害軽減器を購入した。今後は、貸し

出し方法を検討し、貸し出す。

○ 施策10 災害時対策

① 市総合防災訓練における獣医師会等との協働の「災害時ペット対応訓練」をはじめ、各種動物関連事業等に、災害時のペット対策について広く啓発する。

委員： ① 遺棄・虐待防止の取組みで「警察、市町村、自治会、動物愛護団体等との連携を密にし、適正飼養の普及啓発、連絡体制の構築により、遺棄・虐待発生時は迅速な対応を図る。」と昨年度と同じような文面で書かれているが、具体策の提示がないが、どういう連携がとられているのか？

② 動物取扱業の適正化のところ、調査票のチェック項目がよく分からないので、調査票自体、調査の仕方を明示してほしい。

③ 返還譲渡の推進のところ、昨年の神奈川県について、他の会で調べた数字ももらった。不妊去勢手術のその後の調査状況について、調査票の回収率が、猫は51%、犬は76%、直接譲渡の猫が61%、ボランティア経由の譲渡の猫が44%、直接譲渡の犬が85%、ボランティア経由の譲渡の犬が74%の回収率と聞いている。実際の数になると、ボランティア譲渡の数が多かったりして、率が低くても、数は多いということはあるとは思いますが、やはりきちんと不妊去勢手術を行ったという確認は必要になると思う。ボランティア経由で譲渡される場合は、ボランティアが手術の費用を負担しなければならないことがあるので、もう少しきちんと確実性を高めるためのものを作った方がいいのではないかと。また、もう少し動物保護センターで手術してから譲渡すれば、100%になるのではないかと。

④ 川崎市の適正飼育キャンペーンの一斉巡回とはどういうものなのか教えてほしい。

⑤ 感染症とは違うが、猫が毒物で死んでいるのではないかとという相談が多い。毒物が疑われた場合に、どこに相談に行けば調べてもらえるのか、どういうルートで相談するのが一番よいのか教えてほしい。また、県と各市で対応が違うのか、その辺りも教えてほしい。

事務局： ① 遺棄・虐待防止についての警察との取組みは、環境省が作成した「動物の遺棄・虐待事例等調査業務報告書」を平成22年8月25日に県警本部に持参し、遺棄・虐待防止について打ち合わせを行った。今後、その旨を保健所設置5市に情報提供するとともに、地域の各保健福祉事務所が管内の各警察署に報告書を持参し、警察とどのような連携が可能か等について意見交換をし、動物の遺棄・虐待防止について警察と連携を図っていく。

委員（県動物保護センター）： ② 動物取扱業の調査票について、動物取扱業者は登録を受けなければならない。登録要件は、登録時に当然確認をしている。監視には、取扱いの基準を網羅した調査票を使っている。省令等で基準が決まっているので、その項目を抜き出した調査票である。

③ 動物保護センターから譲渡する動物は、センターで不妊去勢手術をすべて実施した後に、譲渡することが1番よいが、現実的にすべてセンターで実施すること

は困難である。今後は、確認作業をしながら連絡票の回収率を上げるようにしたい。
事務局： ④ 毒物で猫が死んだ場合は、県では保健福祉事務所にまず連絡していただき、保健福祉事務所や各関係機関、場合によっては警察とも連携して対応していくことになる。

委員： 毒物を食べて死んだということか。殺虫剤などが外からかかってということか。

委員： 食べてということ。これが毒物ではないかというものがないと難しいと思うが、私たちに連絡があった場合は、あやしいと思うものがあれば、ビニール袋に入れて触らずに保管してほしいと言っている。保健福祉事務所に相談しても、相談にのってもらえず、こちらに相談されることがある。スムーズに対応するには、どのようにすればよいか、わかる方がいれば教えてほしい。

委員： 相談を受ける側の体制が整っていないと、町の人は相談しても、やっぱりだめなのだと思ってしまう。犬と違って猫は、なかなか毒餌を食べないと思うがどうか。

委員： 大学で、毒物で死んだことが疑われる動物の死因を調べてもらうことは可能か。

委員： 健康な動物については、検診センターを立ち上げているので、施設はある。また、学内で死んだ飼育している動物が死亡した場合は、病理解剖を行っている。しかし、外部からの持ち込みについては、例がない。

会長： 学内で飼育している動物であれば、病理解剖を行っているが、一般のものは困難である。

委員： 散歩中の犬が、何かを食べておかしくなってしまうという場合は、毒物などを疑い通報等をするが、その現場を見ていないと判断が難しいと思われる。

委員： 猫は、犬のようにその場で発見するということが難しい。

委員： 地元のホームドクターに相談するとことも大切。データを固めていく必要がある。

副会長： 臨床家としては、その時の状況に応じて判断することになる。私の経験でも猫が薬を誤食してしまったことがある。何を食べたかが分かれば、筑波にある中毒情報センターに電話相談すると対処の仕方がわかることがある。

会長： 県や五市におきましては、今後とも、計画に基づく着実な事業の実施をお願いします。また、この計画の推進には、関係団体や関係機関の皆様の協力が欠かせませんので、計画を進めていくための取組みや、計画推進へのご協力をお願いします。

事務局： 後日、本日の協議会について、会議の概要をホームページ等で公表させていただくので、お忙しいところ恐縮だが、後日お送りする会議記録の確認にご協力をお願いしたい。

次回の協議会については、開催日時はまだ決定していないが、平成23年1月くらいを目途として開催したいと考えており、こちらも追って調整させていただきたい。

委員： 会報をお持ちしたので、読んでいただきたい。野良猫の餌やり問題や猫がもらわれていくのが、いかに大変かを書いた、もらい手探しは難事業という記事が掲載されている。

会長： 以上で閉会する。